(証券コード　2814)
2019年６月６日

株　主　各　位

愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
佐藤食品工業株式会社
代表取締役会長兼社長 佐藤　仁一

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年６月25日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
   当社本社３階会議室（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. **目的事項**
   報告事項　第65期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
   事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
   決議事項
   第１号議案　剰余金の処分の件
   第２号議案　取締役６名選任の件
   第３号議案　監査役１名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
   (1)代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主１名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。
   (2)各議案について、議決権行使書用紙に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以　上

１．株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sato-foods.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
２．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、各種の経済・金融政策により、企業収益や雇用環境が緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中の貿易摩擦問題や英国のＥＵ離脱問題等の懸念材料も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当食品業界につきましては、製品の高付加価値化が進む一方で、食料品をはじめとする物価の上昇や節約志向の継続などを背景に個人消費は伸び悩んでおり、業界を取り巻く経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社は多様化する消費者ニーズに対応すべく「茶エキス」、「天然調味料」、「植物エキス」の製品開発ならびに用途開発に注力してまいりました。

当事業年度における売上高は、茶エキスにつきましては、ほうじ茶エキス等が飲用用途に加えて、製菓用途の採用が拡大するなどして増加したものの、緑茶エキス等が減少したため、売上高は 3,475百万円（対前年同期比 1.1％減）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末椎茸等が減少したものの、粉末鰹節並びに前事業年度に新発売した呈味力真鯛エキス等の粉末魚介等が増加したため、売上高は 1,777百万円（同 4.2％増）となりました。

液体天然調味料につきましては、椎茸エキス等が減少したものの、鰹節エキス・昆布エキス等が増加したため、売上高は 714百万円（同 0.8％増）となりました。

植物エキスにつきましては、野菜エキスが減少したものの、前事業年度から引き続き、洋和菓子・デザート類市場において果実エキスの需要が強含んで推移した結果、果実エキス等が増加したため、売上高は 722百万円（同 23.7％増）となりました。

粉末酒につきましては、製菓用途の採用が拡大しており、清酒タイプ等が減少したものの、ラムタイプ等が増加したため、売上高は 152百万円（同 28.0％増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 6,850百万円（同 3.2％増）となりました。

損益面につきましては、人件費や燃料コストの上昇により営業利益は 1,043百万円（同 10.5%減）、受取配当金 58百万円（同 4.3%減）を計上したため、経常利益は 1,123百万円（同 10.0%減）となりました。また、投資有価証券評価損159百万円を計上し、当期純利益は 727百万円（同 23.8%減）となりました。

品目別売上高、構成比などにつきましては、次のとおりとなっております。

品 目 別 売 上 高

（単位：百万円）

品目	主要製品	第 64 期 (2017.4.1～2018.3.31)		第 65 期 (2018.4.1～2019.3.31)		対前期増減率
		金額	構成比	金額	構成比	
茶エキス	緑茶、ウーロン茶、紅茶、ほうじ茶、麦茶等	3,514	52.9%	3,475	50.7%	△1.1%
粉末天然調味料	鰹節、昆布、椎茸、ソース、酢等	1,706	25.7%	1,777	26.0%	4.2%
液体天然調味料	鰹節、昆布、椎茸等	709	10.7%	714	10.4%	0.8%
植物エキス	野菜エキス、果実エキス等	584	8.8%	722	10.6%	23.7%
粉末酒	ワイン、みりん、清酒、ブランデー、ウォッカ等	119	1.8%	152	2.2%	28.0%
その他	試作品等	6	0.1%	7	0.1%	2.3%
合計		6,640	100.0%	6,850	100.0%	3.2%

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の３点を重要課題として取り組んでおります。これらの課題を継続して確実にクリアすることにより、経営基盤の強化・安定を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

①安全・安心な製品の提供

食に携わる企業として、より高いレベルで顧客・消費者の皆様に安全・安心な製品を提供するため、食品安全システム認証（FSSC22000）を導入するなど品質保証体制のさらなる強化に努め、品質保証プロセスにおいて、統合的なＩＴシステムを用いた業務改善に取り組んでまいります。

また、原材料トレースや残留農薬等のポジティブリスト制度対応など、安全性の確保に必要な品質管理体制の維持・強化にも継続的に取り組んでまいります。

②生産性の向上及び合理化

世界的な食料需要の増加や天候不順による不漁・不作など原材料調達の不確実性が高まる中、原材料の安定調達やコスト上昇に対処すべく、仕入ルートの拡大や製法改良などにより、利益を生み出しやすい生産体制作りに取り組んでまいります。また、人手不足による労働力不足や人件費増加に対処すべく、製造設備を更新し、自動化・省人化を推進してまいります。

③高付加価値製品の開発

開発技術、製造技術及び装置技術を融合することで、事業活動全体で高い付加価値を生み出し続けることができる体制を構築してまいります。さらに、顧客ニーズを的確に把握し、そのニーズを製品として結実させていく、組織的かつ提案型の営業活動を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、304百万円であります。その主な内容は、本社工場抽出設備改修工事及びガスクロマトグラフ質量分析装置導入であります。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第　62　期 (2016年３月期)	第　63　期 (2017年３月期)	第　64　期 (2018年３月期)	第　65　期 (2019年３月期)
売　上　高	5,885	6,152	6,640	6,850
経　常　利　益	833	1,151	1,248	1,123
当　期　純　利　益	180	810	954	727
１株当たり当期純利益	28.91円	129.79円	152.86円	116.43円
総　資　産	16,033	16,486	17,885	18,051
純　資　産	14,079	14,822	15,557	16,072

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を第65期の期首から適用しており、第64期に係る総資産額につきましては、当該会計基準を遡って適用しております。

3. 第62期（2016年３月期）
液体天然調味料、粉末酒及び植物エキスの増加や、茶エキスや粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、受取配当金の減少により、経常利益は減益となりました。また、2011年12月の法人税法の改正に伴う貸倒引当金戻入限度額の減少により法人税等が増加し、180百万円の当期純利益となりました。

4. 第63期（2017年３月期）
粉末酒及び植物エキスの増加や、茶エキスや粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、受取配当金の計上により、経常利益は増益となりました。また、固定資産除却損の計上により、810百万円の当期純利益となりました。

5. 第64期（2018年３月期）
茶エキス及び植物エキスの増加や、粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、受取配当金の計上により、経常利益は増益となりました。また、投資有価証券売却益の計上により、954百万円の当期純利益となりました。

6. 第65期（2019年３月期）
当事業年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年３月31日現在）

１．親会社の状況

該当する事項はありません。

２．子会社の状況

該当する事項はありません。

３．事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社の主な事業内容は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造販売であります。主要製品につきましては、前記品目別売上高に記載のとおりであります。

(12) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

本社及び本社工場　　（愛知県小牧市）
第二工場　　（愛知県小牧市）
第三工場　　（愛知県春日井市）

(13) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174名	5名増	36.8歳	14.9年

（注）　上記従業員数には嘱託社員・パートタイム社員（28名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	500,000千円
株式会社愛知銀行	100,000千円
株式会社十六銀行	50,000千円

２．会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　27,000,000株

(2) 発行済株式の総数　6,246,518株（自己株式 3,079,942株を除く）

(3) 株主数　1,262名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
佐藤　仁一	2,038 千株	32.63 %
横浜冷凍株式会社	579	9.27
ブルドックソース株式会社	390	6.24
新興プランテック株式会社	295	4.73
株式会社名古屋銀行	271	4.34
株式会社愛知銀行	267	4.28
湯原　善衛	252	4.03
株式会社光通信	217	3.48
佐藤　京子	203	3.26
株式会社十六銀行	200	3.20

（注）　当社は、自己株式 3,079千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 （発行決議日）	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の割当時の払込金額（1株当たり）	新株予約権の行使時の払込金額（1株当たり）	新株予約権の行使期間	新株予約権の個数及び保有者数
第1回新株予約権 （2014年7月18日）	普通株式 7,970株	626円	1円	2014年8月5日から 2044年8月4日まで	797個 4名
第2回新株予約権 （2015年7月17日）	普通株式 8,190株	674円	1円	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	819個 5名
第3回新株予約権 （2016年7月22日）	普通株式 10,170株	638円	1円	2016年8月9日から 2046年8月8日まで	1,017個 5名
第4回新株予約権 （2017年8月25日）	普通株式 8,090株	1,012円	1円	2017年9月12日から 2047年9月11日まで	809個 6名
第5回新株予約権 （2018年7月20日）	普通株式 6,010株	1,316円	1円	2018年8月7日から 2048年8月6日まで	601個 6名

新株予約権の行使の条件

新株予約権を保有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	佐藤仁一	技術本部長 全部門　統括
代表取締役専務	清水邦雄	営業本部長 社長補佐、リスクマネジメント・コンプライアンス、内部監査室　担当
取締役	鈴木宗行	生産管理本部長兼技術本部副本部長 兼営業本部副本部長
取締役	川出明史	品質保証本部長兼製造本部長
取締役	上田正博	管理本部長 設備開発室　担当
取締役	長谷川憲治	税理士　北斗中央税理士法人相談役
取締役	秦博文	公認会計士　公認会計士秦博文事務所所長 株式会社バローホールディングス社外取締役
常勤監査役	垣見泰年	
監査役	串田正克	弁護士　串田法律事務所代表 セブン工業株式会社社外監査役
監査役	稲石純二	

（注）1.　取締役秦博文氏は、社外取締役です。
2.　監査役串田正克氏及び稲石純二氏は、社外監査役です。
3.　当社は、取締役秦博文氏、監査役串田正克氏及び稲石純二氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4.(1)監査役垣見泰年氏は、当社の経理部門において経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(2)監査役串田正克氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
(3)監査役稲石純二氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき社外取締役及び社外監査役と、会社法第423条第１項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役（7名）　105,863千円　（うち社外取締役 1名　5,700千円）
監査役（3名）　16,950千円　（うち社外監査役 2名　6,900千円）

（注）上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役 7,909千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

1．取締役　秦　博文

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

公認会計士秦博文事務所の所長及び株式会社バローホールディングスの社外取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席しております。公認会計士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

2．監査役　串田　正克

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

串田法律事務所の代表及びセブン工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。弁護士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

3．監査役　稲石　純二

ア　重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

イ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。金融機関で培われた知見から適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（注） 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務についての報酬等の額	20,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,800千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が2015年５月１日に施行されたことに伴い、従来の「内部統制システム構築の基本方針」を、2015年５月13日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会が「取締役会規程」及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

②取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。

③「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員の職務の執行における、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。

④法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。

⑤「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。

⑥社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができます。

②個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っております。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

③データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出及びその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。

②内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告します。

③不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役は、「役員就業規則」のほか、「役員職務権限規程」に則り、職務の執行を行います。

②取締役会は、原則月１回開催する定例取締役会、又は必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。

③経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適正を確保するための体制を確立する所存です。

(6) 監査役の監査についての体制

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。

②監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。

イ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。

③監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。

④取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。

イ．取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。

（ⅰ）当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況

（ⅱ）当社の内部監査部門の活動状況

（ⅲ）当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

（ⅳ）業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

（ⅴ）ヘルプライン制度の運用及び通報の内容

（ⅵ）監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付

⑤前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．「就業規則」や「ヘルプライン規程」等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。

イ．監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。

⑥監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。

イ．監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を構築します。

ウ．監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

②監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。

③取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等を確保します。

(8) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の適正性及び効率性確保に関する取り組み

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

また、社外取締役を１名選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

なお、当社を取り巻く経営環境の変化に対応した組織及び人員構成の変更に伴い、現在、執行役員は選任しておりません。

②監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明しています。

また、取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③業務の適正性の確保に関する取り組み

内部監査部門である内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

（注） 事業報告に記載の金額、株式数、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,928,035**	**流動負債**	**1,785,778**
現金及び預金	6,928,503	支払手形	514
受取手形	194,304	買掛金	417,350
売掛金	1,482,570	短期借入金	680,000
製品	546,807	未払金	180,015
仕掛品	398,343	未払費用	109,799
原材料及び貯蔵品	357,338	未払法人税等	137,970
前払費用	13,485	未払消費税等	108,184
その他	6,681	預り金	30,299
固定資産	**8,123,611**	賞与引当金	120,000
有形固定資産	**5,449,578**	設備関係支払手形	214
建物	1,706,436	その他	1,431
構築物	68,803	**固定負債**	**193,576**
機械及び装置	1,064,682	役員退職慰労引当金	24,340
車両運搬具	1,514	繰延税金負債	113,587
工具、器具及び備品	45,384	資産除去債務	55,649
土地	2,558,304	**負債合計**	**1,979,354**
建設仮勘定	4,452	(純資産の部)	
無形固定資産	**16,778**	**株主資本**	**15,652,329**
借地権	8,161	**資本金**	**3,672,275**
ソフトウエア	3,804	**資本剰余金**	**4,444,803**
ソフトウエア仮勘定	3,200	資本準備金	3,932,375
電話加入権	1,231	その他資本剰余金	512,428
その他	379	**利益剰余金**	**10,964,646**
投資その他の資産	**2,657,254**	利益準備金	153,500
投資有価証券	2,414,060	その他利益剰余金	10,811,146
破産更生債権等	1,442,482	固定資産圧縮積立金	11,329
長期前払費用	1,309	別途積立金	8,760,103
その他	241,885	繰越利益剰余金	2,039,712
貸倒引当金	△1,442,482	**自己株式**	**△3,429,394**
		評価・換算差額等	**386,868**
		その他有価証券評価差額金	386,868
		新株予約権	**33,093**
		純資産合計	**16,072,292**
資産合計	**18,051,647**	**負債純資産合計**	**18,051,647**

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,850,843
売上原価		4,920,671
売上総利益		1,930,171
販売費及び一般管理費		886,978
営業利益		1,043,193
営業外収益		
受取利息	1,173	
受取配当金	58,560	
貸倒引当金戻入額	1,238	
その他	29,910	90,883
営業外費用		
支払利息	3,886	
貯蔵品処分損	5,934	
その他	417	10,238
経常利益		1,123,838
特別利益		
投資有価証券売却益	87,352	
受取保険金	15,762	103,114
特別損失		
固定資産除却損	3,936	
投資有価証券評価損	159,501	
その他	1,402	164,839
税引前当期純利益		1,062,113
法人税、住民税及び事業税	329,058	
法人税等調整額	5,783	334,842
当期純利益		727,271

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,672,275	3,932,375	512,418	4,444,793
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	9	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	9	9
当期末残高	3,672,275	3,932,375	512,428	4,444,803

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	153,500	13,050	8,460,103	1,798,116	10,424,770	△3,429,384	15,112,454
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△187,395	△187,395	－	△187,395
当期純利益	－	－	－	727,271	727,271	－	727,271
固定資産圧縮積立金の取崩	－	△1,720	－	1,720	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	300,000	△300,000	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△25	△25
自己株式の処分	－	－	－	－	－	15	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△1,720	300,000	241,595	539,875	△9	539,875
当期末残高	153,500	11,329	8,760,103	2,039,712	10,964,646	△3,429,394	15,652,329

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	420,212	420,212	25,184	15,557,851
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△187,395
当期純利益	－	－	－	727,271
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－
別途積立金の積立	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	△25
自己株式の処分	－	－	－	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△33,344	△33,344	7,909	△25,434
当期変動額合計	△33,344	△33,344	7,909	514,440
当期末残高	386,868	386,868	33,093	16,072,292

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び原材料……総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、機械及び装置および1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物３年～38年、構築物７年～50年、機械及び装置４年～10年、車両運搬具４年、工具器具及び備品２年～20年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、2014年６月27日（第60期定時株主総会）までの在任期間に対する将来の見込額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

（表示方法の変更）

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　9,637,106千円

２．期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形	58,801千円
支払手形	514千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,326,460	―	―	9,326,460

２．事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,079,944	12	14	3,079,942

３．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	93,697	15.00	2018年9月30日	2018年12月10日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93,697	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日

4．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	40,430株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	13,562千円
賞与引当金	36,720千円
貸倒引当金	1,562,401千円
役員退職慰労引当金	7,448千円
減損損失	8,848千円
投資有価証券評価損	49,087千円
資産除去債務	17,028千円
新株予約権	10,126千円
その他	6,575千円
繰延税金資産小計	1,711,798千円
評価性引当額	△1,649,902千円
繰延税金資産合計	61,896千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	4,995千円
その他有価証券評価差額金	170,488千円
繰延税金負債合計	175,483千円
繰延税金負債の純額	113,587千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	1.4%
所得税額控除	△0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.5%

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金調達については、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、大半を短期的な預金で運用しております。また、一部の余裕資金の効率的な運用を図ることを目的に有価証券運用規程・基準に則り投資信託等の運用を行っておりますが、決して投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の回収についてのリスクとしては、顧客の信用リスクが考えられます。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として取引先の株式であり、これについてのリスクとしては、市場価格の変動リスクが考えられます。上場株式については毎月把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、これに関するリスクとしては、金利の変動リスクが考えられますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注２）参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,928,503	6,928,503	―
(2) 受取手形	194,304	194,304	―
(3) 売掛金	1,482,570	1,482,570	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,314,247	2,314,247	―
(5) 破産更生債権等	1,442,482		
貸倒引当金（※1）	△1,442,482		
	―	―	―
資産計	10,919,626	10,919,626	―
(1) 支払手形	514	514	―
(2) 買掛金	417,350	417,350	―
(3) 短期借入金	680,000	680,000	―
負債計	1,097,864	1,097,864	―

（※１）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び (3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、全額貸倒引当金を計上しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、及び (3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	99,813

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金及び預金	6,928,503	―
受取手形	194,304	―
売掛金	1,482,570	―
合計	8,605,378	―

（注４）短期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
短期借入金	680,000	―
合計	680,000	―

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	2,567円70銭
２．１株当たり当期純利益	116円43銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益	115円68銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎および潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎

１株当たり当期純利益	
当期純利益	727,271千円
普通株主に帰属しない金額	―千円
普通株式に係る当期純利益	727,271千円
普通株式の期中平均株式数	6,246千株
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	
普通株式増加数	40千株

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月10日

佐藤食品工業株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　大　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松岡和雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、佐藤食品工業株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月17日

佐藤食品工業株式会社　監査役会

常勤監査役　垣見泰年㊞

社外監査役　串田正克㊞

社外監査役　稲石純二㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識しており、業績の見通し、財政状況、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案して配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術の開発やさらなる品質向上のために有効活用していきたいと考えております。この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、１株につき15円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として１株につき15円をお支払いしておりますので、年間配当金は１株につき30円となります。

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき15円とし、配当総額は 93,697,770円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（１）　増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　300,000,000円

（２）　減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　300,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役佐藤仁一氏は取締役を退任します。

つきましては、経営体制変更に伴い取締役１名を減員し、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	しみずくにお 清　水　邦　雄 （1948年９月28日生）	1971年４月　株式会社三興製作所（現 新興プランテック株式会社）入社 1994年７月　同社経営企画本部企画部長 2000年10月　新興プランテック株式会社企画部長 2005年６月　同社取締役 2009年６月　同社代表取締役副社長 2014年６月　同社相談役 2015年６月　当社社外取締役 2017年６月　当社代表取締役専務（現任） 現在の担当　営業本部長 社長補佐、リスクマネジメント・コンプライアンス、内部監査室　担当	10,000株
2	すずきむねゆき 鈴　木　宗　行 （1964年１月18日生）	1986年４月　当社入社 1998年４月　当社製造部第三課長 2000年４月　当社生産技術部品質保証課長 2002年10月　当社技術部研究開発課第二課長 2004年３月　当社技術部次長 2005年４月　当社技術部長 2006年６月　当社取締役兼執行役員技術部長 2008年１月　当社取締役兼執行役員品質保証部長兼生産部長 2009年６月　当社代表取締役社長 2010年２月　当社代表取締役社長兼工務本部長 2010年７月　当社代表取締役社長兼技術開発本部長 2012年４月　当社代表取締役社長兼営業部長 2012年６月　当社取締役兼執行役員営業部長 2014年６月　当社取締役営業部長 2016年６月　当社取締役（現任） 現在の担当　生産管理本部長兼技術本部副本部長 兼営業本部副本部長	2,100株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	かわいで あきひと 川　出　明　史 （1960年４月25日生）	1996年３月　当社入社 2005年４月　当社品質保証部長 2006年６月　当社執行役員品質保証部長 2009年６月　当社執行役員技術部長兼品質保証部長兼内部監査室長 2010年７月　当社執行役員内部監査室長 2010年10月　当社取締役兼執行役員品質保証部長 2011年４月　当社取締役兼執行役員生産本部長兼本社工場長 2012年４月　当社取締役兼執行役員生産本部長 2013年11月　当社取締役兼執行役員業務部長 2014年６月　当社取締役業務部長 2015年４月　当社取締役品質保証部長 2017年６月　当社取締役（現任） 現在の担当　品質保証本部長兼製造本部長	2,160株
4	うえだまさひろ 上　田　正　博 （1970年６月15日生）	2006年10月　当社入社 2007年３月　当社管理部電算課長 2007年９月　当社管理部長兼経理課長兼電算課長 2009年６月　当社執行役員管理部長兼経理課長 2012年４月　当社執行役員管理部長兼営業部次長 2015年６月　当社取締役管理部長 2017年６月　当社取締役（現任） 現在の担当　管理本部長 設備開発室　担当	1,800株
5	はせがわ けんじ 長谷川　憲　治 （1943年１月３日生）	1972年８月　税理士事務所開設 1993年１月　当社顧問税理士 2000年６月　当社監査役 2009年６月　当社常勤監査役 2010年10月　北斗中央税理士法人相談役（現任） 2011年６月　当社取締役 2012年６月　当社常務取締役 2013年10月　当社代表取締役専務 2017年６月　当社取締役相談役 2018年６月　当社取締役（現任）	5,000株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	はた　ひろふみ 秦　　博　文 （1951年12月16日生）	1979年10月　監査法人八木・浅野事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年５月　太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2007年７月　日本公認会計士協会理事 2014年６月　新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）退所 2014年７月　公認会計士秦博文事務所所長（現任） 2015年６月　株式会社バローホールディングス社外取締役（現任） 2015年６月　当社社外監査役 2017年６月　当社社外取締役（現任）	0株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秦博文氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は、秦博文氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者の選任理由
秦博文氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として培われてきた豊富な経験や見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で取締役会において的確な提言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 秦博文氏は当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
6. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、秦博文氏との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役串田正克氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
くしだまさかつ 串　田　正　克 （1950年12月7日生）	1986年４月　串田法律事務所開設 同事務所所長（現任） 2001年６月　セブン工業株式会社社外監査役（現任） 2011年６月　当社社外監査役（現任）	0株

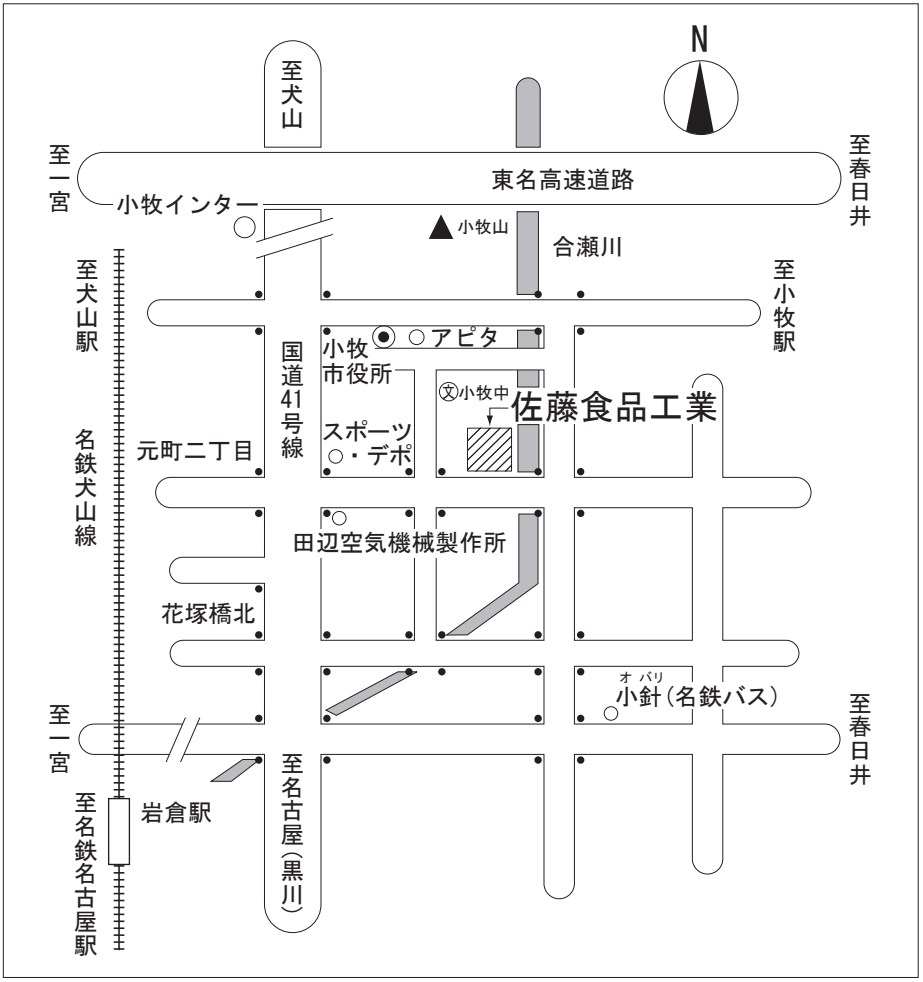
（注）1. 監査役候補者串田正克氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 串田正克氏は、社外監査役候補者であります。
3. 串田正克氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たす候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由
串田正克氏につきましては、同氏のこれまでの弁護士として培われた豊富な経験や専門知識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
社外監査役候補者である串田正克氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に関する責任について、定款第33条第２項により、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場…愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
当社本社３階会議室
電話〈0568〉77―7316（代表）



●交通機関（名鉄電車）名鉄名古屋駅より犬山線岩倉駅下車

（・名鉄バス「小牧駅」行き「小針（オバリ）」バス停下車 北へ徒歩７分
・タクシー約15分